

環境局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	南港管路輸送施設輸送管(北系統)緊急修繕その2	産業用機器	(株)ビルド	1,575,000	平成26年1月24日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの 緊急の必要によるもの	
2	南港管路輸送センターコンテナ移動装置修繕	産業用機器	三菱重工環境・ 化学エンジニア リング(株)	1,299,900	平成26年2月21日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	

随意契約理由書

1. 案件名称

南港管路輸送施設輸送管（北系統）緊急修繕その2

2. 契約の相手先

株ビルド

3. 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理を実施する必要がある。

輸送管については、長年の使用ため摩耗、腐食、変形及び地下水（雨水）の管内への侵入が発生しており、このため輸送管の閉塞がおり、補修や閉塞除去のため長期にわたる運転停止の原因ともなっている。

そのため、現象等が確認されれば、損傷箇所や原因の推定を迅速かつ正確に把握する必要がある。

また、輸送管内の閉鎖的作業環境の中、管の内側よりの補修作業やその際必要となる止水技術も要求され、早期にかつ安全に作業を完結させる必要があることから、管路輸送事業を熟知した業者でなければ対応できない。

上記業者については、施設竣工後より、プラント製造業者と共に下請負業者として試運転や初期トラブルの対応に当たっており、後年、プラント製造業者からメンテナンスの委嘱を受け、迅速に対応できる社内体制を整備するなど、輸送管管内補修作業について、一手に担ってきているところであり、他社では対応できないところである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

5 担当部署

環境局施設部南港管路輸送施設（電話番号06-6612-4981）

随意契約理由書

1 案件名称

南港管路輸送センターコンテナ移動装置修繕

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理する必要がある、装置の修繕中であってもごみの収集は1日であっても止められない。

本設備はごみ輸送管を通じて収集されたごみを圧縮しコンテナ車へ移し替える設備で、ポートタウンを南北の地区で分け、2系統となっていて交互に運転する。

当設備は三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施行したものであり、本修繕については、当設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当設備を設計・施工した会社以外では、本修繕の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の設備全体の性能、作動状態などについて保障することが出来ないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることが出来る業者は三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部施設管理課南港管路輸送センター（電話番号06-6612-4981）